

(別紙1) 特定個人情報の提供先及び用途

No.	法令上の根拠	提供先 (情報照会者)	提供先における用途
1	番号法第19条第8号別表第二の1の項	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	番号法第19条第8号別表第二の2の項	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	番号法第19条第8号別表第二の3の項	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	番号法第19条第8号別表第二の4の項	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	番号法第19条第8号別表第二の6の項	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	番号法第19条第8号別表第二の8の項	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	番号法第19条第8号別表第二の11の項	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	番号法第19条第8号別表第二の26の項	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	番号法第19条第8号別表第二の30の項	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	番号法第19条第8号別表第二の33の項	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	番号法第19条第8号別表第二の39の項	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	番号法第19条第8号別表第二の42の項	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	番号法第19条第8号別表第二の56の2項	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	番号法第19条第8号別表第二の58の項	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	番号法第19条第8号別表第二の61の項	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	番号法第19条第8号別表第二の62の項	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	番号法第19条第8号別表第二の80の項	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	番号法第19条第8号別表第二の83の項	厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	番号法第19条第8号別表第二の87の項	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	番号法第19条第8号別表第二の90の項	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	番号法第19条第8号別表第二の94の項	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	番号法第19条第8号別表第二の95の項	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	法令上の根拠	提供先 (情報照会者)	提供先における用途
23	番号法第19条第8号 別表第二の108の項	都道府県知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	番号法第19条第8号 別表第二の117の項	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの